

## 議事録

会議の名称	平成30年度 第1回 西東京市総合教育会議
開催日時	平成30年5月15日 午前10時00分から午前11時50分まで
開催場所	西東京市役所 田無庁舎4階 議会棟第1・2委員会室
出席者	丸山市長、木村教育長、森本教育長職務代理者、高橋教育委員会委員、米森教育委員会委員、後藤教育委員会委員 (事務局) 池澤副市長、飯島企画部長、古厩企画政策課長、近藤企画政策課企画政策担当主査、神保企画政策課企画政策担当主査、保谷子育て支援部長、飯島子育て支援課長、原島児童青少年課長、日下部子ども家庭支援センター長、栗田健康課長、渡部教育部長、森谷教育企画課長、和田教育企画課課長補佐、大谷教育企画課副主幹、等々力学校運営課長、名古屋教育部主幹、内田教育指導課長、宮本統括指導主事、清水教育支援課長、掛谷社会教育課長、堀教育部主幹、大橋公民館長、中川図書館長 (傍聴人) 1人
議題	1 平成30年度の教育に関する重点施策について 2 平成30年度の取組について 3 (仮称)西東京市子ども条例の策定について(経過報告) 4 その他
会議資料の名称	資料1 平成30年度 西東京市の教育に関する重点施策(案)(企画政策課) 資料2 いじめ発見時や児童虐待に係る学校の対応について(教育指導課) 資料3 子ども家庭支援センターの取組について(子ども家庭支援センター) 資料4 就学期前後における切れ目のない連携体制(健康課、教育支援課) 資料5 児童館・学童クラブ等の取組について(児童青少年課) 資料6 放課後子供教室・地域生涯学習事業の取組について(社会教育課) 資料7 公民館での取組について(公民館) 資料8 図書館での幼児・児童・青少年事業(図書館) 資料9 (仮称)西東京市子ども条例の要綱案(素案)(子育て支援課) 資料10 (仮称)子ども条例検討専門部会の実施状況について(子育て支援課) 参考資料1 子どもヒアリングのまとめ(子育て支援課) 参考資料2 教育計画策定のためのアンケート調査を活用した分析(子育て支援課) 参考資料3 「みんなでつくろう!子どものためのルール」リーフレット(子育て支援課)
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
○発言者名： 発言内容  <午前10時00分開会>	

○市長：

ただいまから、平成30年度第1回西東京市総合教育会議を開会します。  
本日の議題は、「平成30年度西東京市の教育に関する重点施策について」、「平成30年度の取組について」、「その他」となります。

○市長：

本日の会議は、西東京市総合教育会議会議規則に基づき公開とします。傍聴については、西東京市総合教育会議傍聴要領に基づき10席までの傍聴を認めます。また、会議の議事録については、発言者の発言内容ごとの要点記録とします。以上、会議の公開等について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○市長：

総合教育会議は、教育委員会制度の抜本的な改革の一つとして、首長と教育委員会との連携強化等を図るために、平成27年度から設置した会議です。

平成29年度には、子どもの遊び、生活の場、交流の場、またそれぞれの場における活動内容の充実に向けて、新たに「子どもの居場所の充実」を重点施策として位置付け、「いじめ・虐待の対策」「切れ目のない支援の充実」と併せて、教育委員会と市長部局の双方で取組を進めてきました。

本日は、平成30年度第1回の会議となりますので、平成30年度の教育に関する重点施策を決定するとともに、市長部局及び教育委員会における今年度の取組について報告させていただきたいと考えています。

#### 議題1 平成30年度の教育に関する重点施策について

○市長：

それでは、議題1「平成30年度の教育に関する重点施策について」に入ります。  
事務局から、平成30年度の重点施策（案）について説明をお願いします。

(事務局説明)

平成30年度 西東京市の教育に関する重点施策（案）（企画政策課）＜資料1＞

○市長：

事務局より平成30年度の重点施策（案）の説明がありました。皆様からご質問等ございましたらお願いします。

(異議なし)

○市長：

それでは、平成29年度に引き続き「いじめ・虐待の対策」、「切れ目のない支援の充実」、「子どもの居場所の充実」の3つを平成30年度の重点施策として位置付け、教育委員会と市長部局の双方で取組を進めていきたいと考えますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○市長：

それでは、今年度の重点施策を「いじめ・虐待の対策」、「切れ目のない支援の充実」、「子どもの居場所の充実」とします。

## 議題2 平成30年度の取組について

○市長：

次に、議題2「平成30年度の取組について」に入ります。  
各担当課より、重点施策に基づく今年度の取組について報告をお願いします。  
まずは、「いじめ・虐待の対策」について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局説明)

いじめ発見時や児童虐待に係る学校の対応について（教育指導課）＜資料2＞  
子ども家庭支援センターの取組について（子ども家庭支援センター）＜資料3＞

○市長：

「いじめ・虐待の対策」について、事務局より説明がありました。皆様からご意見やご質問等ございますか。

○米森委員：

資料2のいじめの認知件数については、減少傾向が見受けられ、引き続き努力していただきたいと思います。本人、友達、学校側の気付きなど、いじめや虐待の認知・発見の契機は様々あると思いますが、これまでの取組における変化や成果などがありましたら、教えてください。

○宮本統括指導主事：

いじめの認知に関しては、保護者からの情報提供に加え、学校で定期的に行っているアンケート調査によるものなどがありますが、学校生活における日々の気付きも重要であり、教育委員会では、様々な相談やいじめの発見に関する教職員への研修などの充実を図っています。虐待に関しては、学校での気付きが中心で、実際にアザを発見するといったケースもありますが、教職員が児童・生徒と会話する中で発見につながるケースが多く、日頃からの信頼関係の構築が大切であると考えています。

○後藤委員：

資料2の「いじめ対応 西東京の約束」ですが、この4つの約束の主語は「学校は」という認識でよろしいですか。また、いじめに対する対応は、学校が中心となる課題ではありますが、いじめられた児童・生徒をご家庭でどのようにフォローしていくかも大切と考えます。何か取組はあるのでしょうか。

○宮本統括指導主事：

主語についてはご指摘の通り学校が主語となります。この約束は、教育委員会に寄せられた保護者からの要望をまとめ、ルールとして作成したもので、一定の成果があったものと考えています。いじめられた児童・生徒の保護者への支援については、ご意見を踏まえ、学校として何ができるのか検討していきたいと思っています。

○後藤委員：

この約束の主語が「学校」となると、③番目の約束は、「学校は、いじめている子どもに謝罪させる。」となります。実際には、十分な話し合いといじめた側の反省のもとで対応されていることとは思いますが、言葉のニュアンスとして、形だけの謝罪とならないよう配慮する必要があると思います。

○宮本統括指導主事：

実際に十分な謝罪をさせることができなかつたケースも多かつたことから、ルールとして盛り込みましたが、ご意見のとおり、中身のある指導が大切と考えています。

○森本委員：

子ども家庭支援センターでは、虐待防止支援員の養成や研修実施などに継続的に取り組まれており、評価します。時間が経つと、感度が下がってしまいがちな問題であり、今後も引き続き取り組んでいただきたいと思います。要保護児童対策地域協議会の関連では、協議会の枠組みと学校の学区が異なるため、やりづらいといった声を聞いたことがありますが、現状をうかがいます。

○日下部子ども家庭支援センター長：

要保護児童対策地域協議会の実務者会議として、地域別ブロック会議を市内5ブロックで実施しています。実務者会議の構成団体として、学校には地域情報・地域課題の共有の場として、より関係性の高いブロック会議へ出席いただくよう、校長会などを通じて伝えています。また、児童・生徒の具体的な情報共有や個別対応等は、学校ごとに関係機関を集めた児童虐待防止外部委員会や個別ケース検討会議において検討し、課題解決に当たっていますので、会議内容の重複や負担感といった課題はないものと認識しています。

○森本委員：

会議開催について大きな課題はないとのこと、わかりました。実務者会議については効果的に機能しているという実感もありますので、引き続きよろしくお願ひします。

○市長：

次に、「切れ目のない支援の充実」について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局説明)

子ども家庭支援センターの取組について（子ども家庭支援センター）＜資料3＞  
就学期前後における切れ目のない連携体制（健康課、教育支援課）＜資料4＞

○市長：

「切れ目のない支援の充実」について、事務局より説明がありました。皆様からご意見やご質問等ございますか。

○高橋委員：

特定妊婦・乳幼児の方の支援情報について、これまで個別ケースごとに検討するなかで、情報の共有を図ってきましたが、これからは一定程度データとして整理された情報も共有できるといった理解でよろしいのでしょうか。

○日下部子ども家庭支援センター長：

健康課の事業などを通じて得られる特定妊婦や乳幼児の支援情報については、実務者会議で情報共有を図っているものの、子ども家庭支援センターがより効果的に関わっていく上では、必ずしも十分ではないと認識しています。そのため、共有すべき情報をシステムに取り入れることで、支援の動きを「見える化」する取組を始めたところです。そのことにより、対応する職員による差が生じにくいといった効果もあると考えています。

○高橋委員：

医療機関からも情報提供はあるのでしょうか。

○日下部子ども家庭支援センター長：

子ども家庭支援センターに直接入るケースは少ないですが、健康課と連携する中で、積極的に医療機関からの情報を取り入れています。

○森本委員：

就学前に「こどもの発達センターひいらぎ」で発達支援や療育を受けていたお子さんについて、就学後は教育相談が中心となってしまい、発達支援、療育との関わりが途切れた感じがするという声も聞きます。就学後にも保護者からの相談や療育をひいらぎで受け入れるといったことは可能なのでしょうか。

○栗田健康課長：

ひいらぎは児童福祉法による児童発達支援というサービスを提供する一事業所という位置付けとなっており、就学前の児童を対象としています。就学後の対応等については、児童発達支援の枠組みの中で行うのか、市の独自サービスとして事業展開できるのかは今後の課題と捉えています。教育委員会とも連携を進めていますので、実態としては、相談を含め一定の対応はできているものと考えています。

○森本委員：

保護者の方が安心して教育相談につながるように、就学後もひいらぎとのつながりを感じることができるような仕組みが大切だと思いますので、よろしくお願いします。

○米森委員：

就学支援シートについて、平成29年度の作成件数が152件ということでした。ひいらぎから小学校への引継ぎは、ほぼ100%とのことですが、幼稚園や保育園からの引継ぎを含め、実際に小学校に入学した特別な支援を必要とする児童に対して、どの程度が就学支援シートにより把握できているのでしょうか。

○清水教育支援課長：

具体的な数値でお答えすることはできませんが、就学支援シートの作成については、市内幼稚園・保育園の園長会議に出向いてシート提出を依頼するとともに、市内保育園各園に心理アドバイザーを派遣し相談を実施する中で、気になるお子さんの把握等に努めています。また、就学支援シート以外にも各園で作成する要録などを通じて、就学先の学校に引き継がれ、特別な支援を要する児童の支援に役立っているものと考えています。

○高橋委員：

保育園への心理アドバイザーの派遣は、誰を対象に行っているのかをお教えてください。ま

た、訪問の際に得られた情報はどのように共有しているのでしょうか。

○清水教育支援課長：

心理アドバイザーの派遣は、保育士の方を対象に実施しており、市内保育園17園に対し臨床心理士8名の体制で年3回派遣しています。日々の保育において、気になる子がいないかなど、相談やアドバイスをを行っています。相談により得られた情報の取扱いは内容にもよりますが、後々の就学相談等に活かされることもあります。

○高橋委員：

気になることとして、幼稚園や保育園でのいじめの実態があります。保護者もいじめという認識があまりなく、大げさにしてはいけないのでは、という気持ちから保育士や先生に相談せず、我が子にどう声をかけたら良いのか悩んでいるといった声も聞きます。保育士や先生方も同じような悩みを抱えているのではないかと思いますので、今後の課題として、目を向けていただきたいと思います。

○日下部子ども家庭支援センター長：

子ども家庭支援センターは、子どもと子育て家庭に関する、なんでも相談を行っていますが育児・しつけに関する相談は年間50件程度と少ないと感じます。今年度、幼稚園や保育園を巡回する中で、虐待やいじめに限らず、子育てに関する悩み事など、なんでも気軽に相談いただけるよう周知していきたいと思います。

○市長：

次に、「子どもの居場所の充実」について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局説明)

児童館・学童クラブ等の取組について（児童青少年課）＜資料5＞

放課後子供教室・地域生涯学習事業の取組について（社会教育課）＜資料6＞

公民館での取組について（公民館）＜資料7＞

図書館での幼児・児童・青少年事業（図書館）＜資料8＞

○市長：

「子どもの居場所の充実」について、事務局より説明がありました。皆様からご意見やご質問等ございますか。

○米森委員：

資料6の放課後子供教室事業について、学習活動の機会提供は実施校を増やしていただきたいと思います。他校に比べて東伏見小学校の実施日数が充実していますが、どのように確保しているのでしょうか。また、実施内容によって参加人数に差があるのでしょうか。

○堀教育部主幹：

東伏見小学校については、活動スペース等の設備面や武蔵野大学の学生の協力など、実施環境が整っており、月曜日と金曜日の週2回、学習活動の機会提供を実施しています。全体的な傾向として、参加人数は、スポーツ教室などに多く集まる傾向があります。

○米森委員：

同じ学校施設開放運営協議会が主体として実施する地域生涯学習事業は11校で実施されてい

ます。平日と土日の違いもあるとは思いますが、放課後子供教室事業での学習活動の機会提供が8校での実施となっており、平日の実施ということで課題があるものと思いますが、今後、実施を拡大していくうえで、課題・問題点等があれば教えてください。

○堀教育部主幹：

学校施設開放運営協議会の運営体制、さらには、活動スペースとなる教室等の大きさや設備の状況に左右される実態があると認識しています。また、活動の内容においても、参加する児童は中学年までが多いという実態も踏まえ、協議会がさまざまな工夫をしていますが、企画した実施内容に対して、どの程度のニーズがあるのかといったことも課題と捉えています。

○米森委員：

実施校の拡充にむけて、市も協力して進めていただきたいと思います。

○森本委員：

放課後子ども総合プランに基づく学童クラブとの連携について、平成30年度に新たに一体型2校の開始に向けて関係者と調整中とありますが、どのような調整をしているのでしょうか。

○堀教育部主幹：

学校施設開放運営協議会はもちろん、小学校、学童クラブ、児童青少年課、社会教育課が連携して実施に向けた調整を進めています。

○森本委員：

放課後子供教室事業と地域生涯学習事業があり、学校施設開放運営協議会の負担は大きいと思います。今後事業を継続して実施していくうえで、担い手の確保以外にも、実施事業の企画など、厳しい現実があるかと思います。一定程度、市から講師とセットで企画（案）を提示するなど、少しでも負担感を軽減することで、誰でも気軽に参加できる体制づくりをお願いしたいと思います。

○堀教育部主幹：

運営体制づくりの一環として、児童青少年課と児童館や学童クラブの支援が得られないか協議しています。学習活動の機会提供についても、それぞれで培った現場のノウハウを吸収し共有することも必要と考えています。

○後藤委員：

大人が用意する子どもの居場所も大切ですが、例えば中学生が小学生に教える、一緒に遊ぶといった取組も良いかと思います。このような事例も参考していただければと思います。

○内田教育指導課長：

一部の中学校においては、夏季休業中等に近隣小学生を対象に学習機会の提供を行っている学校もありますが、いただいたご意見を参考に取組を進めていきたいと思っています。

○高橋委員：

学校施設開放運営協議会の方からは協議会への支援、フォローとして実施している、子どもとの接し方の研修や人材確保に向けた相談は、とても役に立っているとの声を聞きますので、継続していただければと思います。

一方で、学習活動の機会提供事業への参加者の意見として、当日、低学年でも印鑑持参が必

要なことや集中できないお子さんがいた場合の他の子ども達への配慮など、課題もあると聞いています。また、協議会の負担という面では、プログラムの提供にこだわらず、ゆっくり遊べる場所の確保だけは行って、実施内容をあまり固めすぎない小学校もあっていいのではないかと思います。まずは、全18校で学習活動の機会提供事業が実施されるべきと思います。

○教育長：

「子供の居場所の充実」では、どのように地域と連携しながら開かれた学校にしていくか、特に放課後子供教室に関しては、実際の現場を見ても学校ごとに実態が異なり、教育委員会と市長部局とで連携し改善すべき課題があると考えます。「切れ目のない支援の充実」という点では、本市には市立幼稚園がなく私立幼稚園から市立小学校に就学する児童も多いことから、私立幼稚園と小学校の連携にも取り組んでいます。「いじめ・虐待の対策」では、過去の事件事故をしっかりと受け止め対処していく必要があります。様々な教育施策を進めていくに当たり、関係各課との連携をさらに深めながら取り組んでいく必要があると考えます。

○市長：

ご意見ありがとうございました。

教育に関する重点施策は、本市が取り組むべき重要な課題であると認識しております。今後も引き続き、教育委員会と連携して課題解決に向けた取組を進めてまいりたいと思います。

### 議題3 (仮称)西東京市子ども条例の策定について(経過報告)

○市長：

次に、議題3「(仮称)西東京市子ども条例の策定について(経過報告)」に入ります。担当より報告をお願いいたします。

(事務局説明) (子育て支援課)

(仮称)西東京市子ども条例の要綱案(素案)〈資料9〉

(仮称)子ども条例検討専門部会の実施状況について〈資料10〉

子どもヒアリングのまとめ〈参考資料1〉

教育計画策定のためのアンケート調査を活用した分析〈参考資料2〉

「みんなでつくろう!子どものためのルール」リーフレット〈参考資料3〉

○市長：

事務局よりこれまでの取組の経過報告がありました。皆様からご意見やご質問等ございますか。

○米森委員：

前文を読んで感じたこととして、「子どもは、自分たちを取り巻くいじめ、虐待、貧困などの困難な状況について、まち全体で取り組まれ、いのちが大切に守られること」とありますが、この項目に対する「わたしたち、」の行動や考え方として、「いじめや虐待をなくし子ども達を守る」という意思を表明する一文があったほうが良いと思います。また、子どもの権利条約に定める「生存・発達・保護・参加」の4つの権利についても引用し、条例の中で定めたほうが良いのではないかと思います。



議題4 その他

○市長：

最後に、議題4「その他」となります。事務局より連絡事項をお願いします。

(事務局説明：会議資料と会議録の公表、次回開催予定について)

○市長：

他にはよろしいですか。

(意見等なし)

○市長：

これもちまして平成30年度第1回西東京市総合教育会議を閉会します。  
ありがとうございました。

<午前11時50分閉会>